生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成18年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が下記①の実績を有すること。各構成員が下記①、又は下記①⒜及び⒞の要件を満たす実績を有すること。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員のいずれかが下記①の実績を有すること。

①　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の⒜から⒞の要件を満たす施工実績。

⒜　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が45㎡以上の施工実績を有すること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工実績を有すること。

⒞　施工実績が適切なものであること。

ただし、⒜から⒞は同一トンネルでの施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記⒜及び⒝の施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「申請書（一次）」という。）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⒞「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。なお、本入札公告において申請できる技術者は１名とする（上記１で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名とする。）。２名以上申請した場合は、欠格とする。

①　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成18年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。
・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

㋐　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の⒜から⒞の要件を満たす施工経験。

⒜　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が45㎡以上の施工経験を有すること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工経験を有すること。

⒞　施工経験が適切なものであること。

ただし、⒜から⒞は同一トンネルでの施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記⒜及び⒝の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書（一次）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記⒞「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤　単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。各構成員の技術者が上記①及び②、又は上記①並びに②㋐⒜及び⒞の要件を満たしていること。経常建設共同企業体（甲型）も申請できる技術者は１名であるが、受注した際には全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員のいずれか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑺　申請書（一次）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、⑴及び⑺の要件を満たしていること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　上記１⑵に示す工事のうち、複数の工事に特定建設工事共同企業体としての資格を申請する場合、構成員の組合せ及び代表者は、同一でなければならない。また、いずれかの工事に特定建設工事共同企業体として入札に参加する場合、その構成員は、いずれの工事にも単体企業として入札に参加することはできない。

⒀　一次審査に関する事項　一次審査においては、申請された資料を基に審査項目①及び②にて審査を行う。ただし、算出された評価点は一次審査限りとする。なお、一次審査における評価点の算出等の詳細については入札説明書による。また、国内実績のない企業が国外の施工実績をもって確認資料を作成した場合は、支出負担行為担当官が内容を審査のうえ競争参加資格を認めるものとする。

審査項目

①　企業の施工能力
②　配置予定技術者の施工能力

３　総合評価に関する事項（二次審査）

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案　指定テーマ１：本工事における品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項　指定テーマ２：本工事におけるＩＣＴ活用等による生産性向上に資する事項

⑵　総合評価の方法

①　標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。